

(件名)

平成30年7月30日

平成30年7月の西日本を中心とした豪雨に対応した
静岡県の風水害、土砂災害対策の強化について

(危機管理部、交通基盤部)

1 概要

6月28日から7月8日にわたる「平成30年7月豪雨」により、西日本を中心に各地で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、多くの方が犠牲となりました。

本県においては、「水防災意識の再構築」に向けた取組を大規模氾濫減災協議会等で進めているところであり、今回の豪雨災害を教訓に、取組を更に加速させる必要があります。これまで進めてきた市町の警戒避難体制の構築や住民への周知などを主体としたソフト対策について、改めて確認するとともに、今後の取組の進め方について整理する。

2 即時対応

- ア. 平成30年7月豪雨を受けての市町の事態調査について（照会）
(H30. 7. 13付)
- イ. 洪水ハザードマップの周知の徹底について
(H30. 7. 17付)
- ウ. 今後の降雨に対する警戒の強化について
(H30. 7. 17付)
- エ. 「豪雨災害対策に関する市町担当者緊急対策会議」の開催
(7月30日 午後2時30分から)

3 短期的対応(目標:H30. 9台風期前まで)

(1) 市町が主体として取り組むもの

- ア. 避難勧告等の発令基準の点検
- イ. 市町から住民や要配慮者利用施設等への情報伝達体制の確認
- ウ. 浸水想定区域や既存のハザードマップ（洪水・土砂災害）及び避難所や避難経路の確認の周知

(2) 県が主体として取り組むもの

- エ. ホットラインの連絡体制の確認
- オ. 河川管理者から市町への情報伝達体制の確認
- カ. 「住民避難の実効性向上検討会（仮称）」の設置、開催

4 中期的対応(目標:H31年度出水期(6月)まで)

(1) 市町が主体として取り組むもの

- ア. 避難勧告等発令を想定した訓練の実施
- イ. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおける発令基準の見直し
- ウ. 避難勧告等の情報伝達手段の見直し
- エ. 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- オ. タイムラインの設定

(2) 県が主体として取り組むもの

- カ. 水位周知河川の指定拡大
- キ. 洪水浸水想定図の作成
- ク. 最大規模の洪水に対応したハザードマップ作成のためのガイドライン（洪水の規模に応じた避難場所、避難路の設定）の策定
- ケ. 危機管理型水位計の設置
- コ. 避難情報の出し方や受け手側の理解促進のための具体案の検討

5 フォローアップについて

上記の各対応のフォローアップについては、各地域における定例の大規模氾濫減災協議会において実施する。

事 務 連 絡
平成 30 年7月17日

各土木事務所長 様

土木防災課長

今洪水ハザードマップの周知の徹底について

このことについて、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴管内市町に対し、改めて、洪水ハザードマップの住民等への周知の徹底を働きかけるとともに、洪水ハザードマップが未作成の市町に対しては、早期の作成・公表に努めるよう、あわせて働きかけをお願いします。

担当：土木防災課
防災班 大場
TEL :054-221-2249
FAX:054-221-3564

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 13 日

都道府県
水防担当部局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップの周知の徹底について

洪水ハザードマップは、円滑かつ迅速な避難の確保のため、地域の水害リスクや水害時の避難に関する情報を住民等に伝えるツールであることから、作成した洪水ハザードマップを住民等に周知し、如何に浸透させるかが重要です。

洪水ハザードマップの住民等への周知については、市区町村において、印刷物の配布やインターネットでの公開に加え、説明会の実施や避難訓練での活用など多様な手段で行われているところですが、今般の平成30年7月豪雨での甚大な被害の発生に鑑み、改めて、洪水ハザードマップの住民等への周知の徹底を市区町村に促すようお願いいたします。

また、洪水ハザードマップが未作成の市区町村に対しては、早期の作成・公表についても、あわせて促すようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 18 日

各市町長 様
(砂防主管課長)

静岡県交通基盤部
河川砂防局砂防課長

今後の降雨に対する警戒の強化について (依頼)

平成 30 年 7 月豪雨では、西日本・東日本の広範囲で記録的な大雨に対する厳重な警戒が呼びかけられていた中で、大雨警報や土砂災害警戒情報等が発表されていましたが、結果として多くの人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生したため、国土交通省から、別紙 1 (平成 30 年 7 月 11 日付け事務連絡)により、今後の降雨に対する警戒の強化について、別紙 2 (平成 30 年 7 月 17 日付け事務連絡)により、土砂災害ハザードマップの周知の徹底について依頼がありました。

つきましては、地域全体の防災対応力の向上を図るため、下記に示す取組を進めるなど土砂災害に対する警戒避難体制の一層の強化を図るようお願いします。

記

1. 土砂災害警戒情報等のプッシュ型情報提供について

人命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に発表する土砂災害警戒情報を住民に確実に伝え避難を促すため、県内の市町ではエリアメールや緊急情報メールの配信の取組が行われているところですが、市町におかれましては、地域の特性に応じたより実効性の高い情報提供に対する検討をお願いします。

※県では、土砂災害警戒情報補足情報システムをホームページ上に公開しています。

2. 土砂災害に対する防災訓練の実施について

土砂災害から命をまもるための防災訓練について、平成 30 年 1 月 29 日付け消防災第 12 号・国水砂第 37 号「土砂災害に対する防災訓練の実施について (依頼)」に基づき実施をお願いしているところですが、災害発生の切迫感が高まったときに、住民が土砂災害のおそれのある区域を認識し、躊躇無く避難行動を起こせるように、土砂災害警戒区域等が示されたハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した防災訓練を、今後も関係行政機関と連携して積極的に実施してください。

3. 土砂災害ハザードマップの周知の徹底について

「土砂災害対策の推進について」（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡）で土砂災害ハザードマップの作成・周知についてお願いしていたところですが、平成 30 年 7 月豪雨により多くの人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生していることから、住民等への土砂災害ハザードマップの周知の徹底を促すとともに、積極的に交付金事業等を活用し、ハザードマップの作成・配布に取り組んでいただくように、よろしく申し上げます。

担当：砂防班

電話：054-221-3041

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 11 日

関係都道府県砂防所管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室長

気象庁予報部業務課

気象防災情報調整室長

今後の降雨に対する警戒の強化について

平成 30 年 7 月豪雨では、西日本・東日本の広範囲で記録的な大雨に対する厳重な警戒が呼びかけられていた中で、大雨警報や土砂災害警戒情報等が発表されていましたが、結果として多くの人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生しています。

地域全体の防災対応力の向上を図るため、下記に示す取り組みを進めるなど警戒避難体制の一層の強化を図るようお願いします。また、貴都道府県を通じて貴管内市町村に対し、本趣旨を周知することも併せてお願いします。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 土砂災害警戒情報等のプッシュ型情報提供について

人命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に発表する土砂災害警戒情報を住民に確実に伝え避難を促すため、都道府県におかれてはプッシュ型メール等の配信（別添参照）など、プッシュ型の情報提供を積極的に検討するとともに市町村独自の取り組みについて支援をお願いします。

なお、プッシュ型メール等の配信にあたっては土砂災害の特徴を踏まえ、配信文にハザードマップで土砂災害のおそれのある区域を確認することや、土砂災害危険度が高まっている地域を記載するなどの工夫をお願いします。

2. 土砂災害に対する防災訓練の実施について

土砂災害から命をまもるための防災訓練について、平成30年1月29日付消防災第12号・国水砂第37号「土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）」に基づき実施をお願いしているところですが、災害発生の切迫感が高まったときに、住民が土砂災害のおそれのある区域を認識し、躊躇無く避難行動を起こせるように、土砂災害警戒区域等が示されたハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した防災訓練を、関係行政機関と連携して積極的に実施してください。

なお、本件に関しては、今後も諸施策を講じていく必要がありますので、引き続きご尽力頂くと共にご協力のほどお願いします。

(担当)

国土交通省砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松下 電話：03-5253-8111（内線 36152）
matsushita-k2jd@mlit.go.jp

地震対策係長 辻 電話：03-5253-8111（内線 36154）
tsuji-t84dl@mlit.go.jp

気象庁予報部業務課気象防災情報調整室

調査官 高木 電話：03-3212-8341（内線 3115）
takagi-yasunobu@met.kishou.go.jp

防災計画係長 宮川 電話：03-3212-8341（内線 3108）
t-miyagawa@met.kishou.go.jp

石川県の緊急速報メールを活用した土砂災害警戒情報の自動伝達 別添

◆石川県独自の土砂災害情報システム（SABOアイ）を活用し、土砂災害警戒情報を緊急速報メールで伝達している

○配信対象

土砂災害危険箇所がある全ての市町単位
対象市町村数：17市町
注）運用開始前に市町村の了解を得ている。

○配信文例

土砂災害警戒情報発表されました
石川県砂防課です
〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇市に土砂災害警戒情報が発表されました。
〇〇市内では土砂災害に警戒してください
現在は特に

具体的な地区名※

および周辺地域で危険度が高まっています
早めの避難行動を心がけ、情報収集等に努めて
ください
(石川県)

※発表時点で危険度が高まっている地区名を
具体的に記載
(全県を198地区に分割して明示)

○配信の流れ

A市で、土砂災害警戒情報発表
石川県・金沢地方気象台共同発表

土砂災害情報システム（SABOアイ）で土砂災害
の危険が高まっているメッシュを自動判定し、
具体的な地区名を抽出



※土砂災害警戒情報の発表後、自動的に
配信される仕組み。

○予算等

実際に配信した例
(H29. 8. 8配信)



- ① 県防災部局において一括で携帯会社と契約。
- ② メール自動配信のシステム改良
改良費：約1,000万円(砂防の防災・安全交付金を活用)
- ③ システム保守管理費を毎年負担。

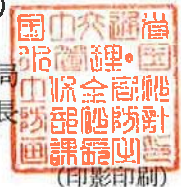


消 防 災 第 12 号
国 水 砂 第 37 号
平 成 30 年 1 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
国民保護・防災部 防災課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課長



土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政及び砂防行政の推進につきまして、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年においても、全国各地で土砂災害が発生し、特に、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、死者・行方不明者が 40 名以上にのぼるなど、甚大な被害が発生しましたが、避難訓練の実施、「自主防災マップ」の作成・配布による避難場所の周知、平常時からの避難行動要支援者名簿情報の共有など、行政と地域住民が一体となって住民の防災意識の向上に取り組んできていたことから、住民の円滑かつ迅速な避難につながり、被害の軽減が図られたと考えられるところです。

市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練については、「土砂災害防止対策基本指針」（平成 29 年国土交通省告示第 752 号）四の 1 において、毎年 1 回以上実施することや、関係行政機関と連携して実践的な訓練を実施すること、住民等が主体となって実施できるよう市町村が必要な支援を行うことを求めています。

また、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」（平成 29 年 12 月 8 日付け府政防第 1546 号・消防災第 160 号）においても、多数の住民参加による地域の実情にあわせた避難訓練の実施に取り組むことが重要であり、特に土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努めるよう要請しております。

住民の命を守るためには、土砂災害警戒区域等の住民に、土砂災害ハザードマップ等により、居住地域における土砂災害の危険性を認識していただくとともに、避難訓練により、住民の防災意識をさらに向上させることが重要です。

以上を踏まえ、貴職におかれましては、平成 30 年においても、6 月の土砂災害防止月間を中心に、できるだけ多くの住民の参加のもと、土砂災害に係る避難訓練を実施するよう、管内の各市町村に呼び掛けるとともに、貴都道府県としても、防災部局と砂防部局が一体となり、各市町村と連携して防災訓練を実施するようお願いいたします。

また、平成 29 年 6 月 19 日の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）の改正により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことを踏まえ、要配慮者利用施設と連携した訓練の実施についても、御配慮いただきますようお願いいたします。

平成 30 年の訓練に係る留意事項などの詳細については、追って御連絡します。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
災害対策官 光永、防災調整係長 岡戸
電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535
国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 山本、地震対策係長 辻
電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 17 日

関係都道府県砂防所管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室長

土砂災害ハザードマップの周知の徹底について

土砂災害ハザードマップは、住民が土砂災害に遭わないよう安全に避難するための重要な資料であり、土砂災害防止対策基本指針（平成 29 年 8 月 10 日国土交通省告示第 752 号）四の 2 において、インターネットでの公開に加えて各戸配布など様々な手法を活用しての周知が望ましいことを、基本的な方向性として示しています。

これまでも「土砂災害対策の推進について」（平成 29 年 5 月 29 日付事務連絡）で土砂災害ハザードマップの作成・周知についてお願いしていたところですが、平成 30 年 7 月豪雨により多くの人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生していることから、改めて貴都道府県から貴管内市町村に対して、住民等への土砂災害ハザードマップの周知の徹底を促すとともに、市町村でのハザードマップ作成の支援について積極的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(担当)

国土交通省砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	松下 電話：03-5253-8111（内線 36152） matsushita-k2jd@mlit.go.jp
地震対策係長	辻 電話：03-5253-8111（内線 36154） tsuji-t84d1@mlit.go.jp

土砂災害防止対策基本指針（抜粋）

（制定：平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）

（変更：平成29年8月10日国土交通省第752号）

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

（中略）

2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知

ハザードマップは、土砂災害からの円滑な避難のために重要であり、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。ハザードマップの作成に当たっては、住民等の参加を得ることや、作成と併せて災害対策基本法第四十二条の二に基づく地区防災計画の計画提案制度を周知・活用するなどにより、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び危機意識の向上を図ることが重要である。市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めるものとする。また、ハザードマップの周知に併せて、土砂災害に関する説明会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。さらに、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

市町村における土砂災害ハザードマップの作成について

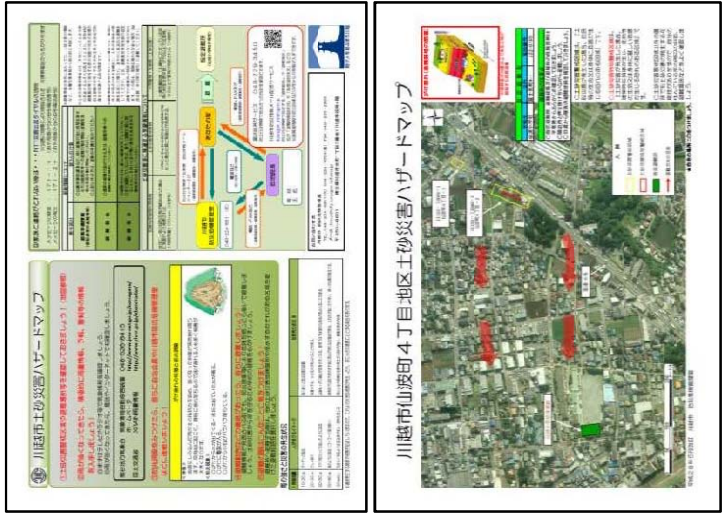
参考資料 1

土砂災害警戒区域が指定された市町村においては、住民等の避難の確保に資する土砂災害ハザードマップの作成、その周知が必要（土砂災害防止法第8条第3項）

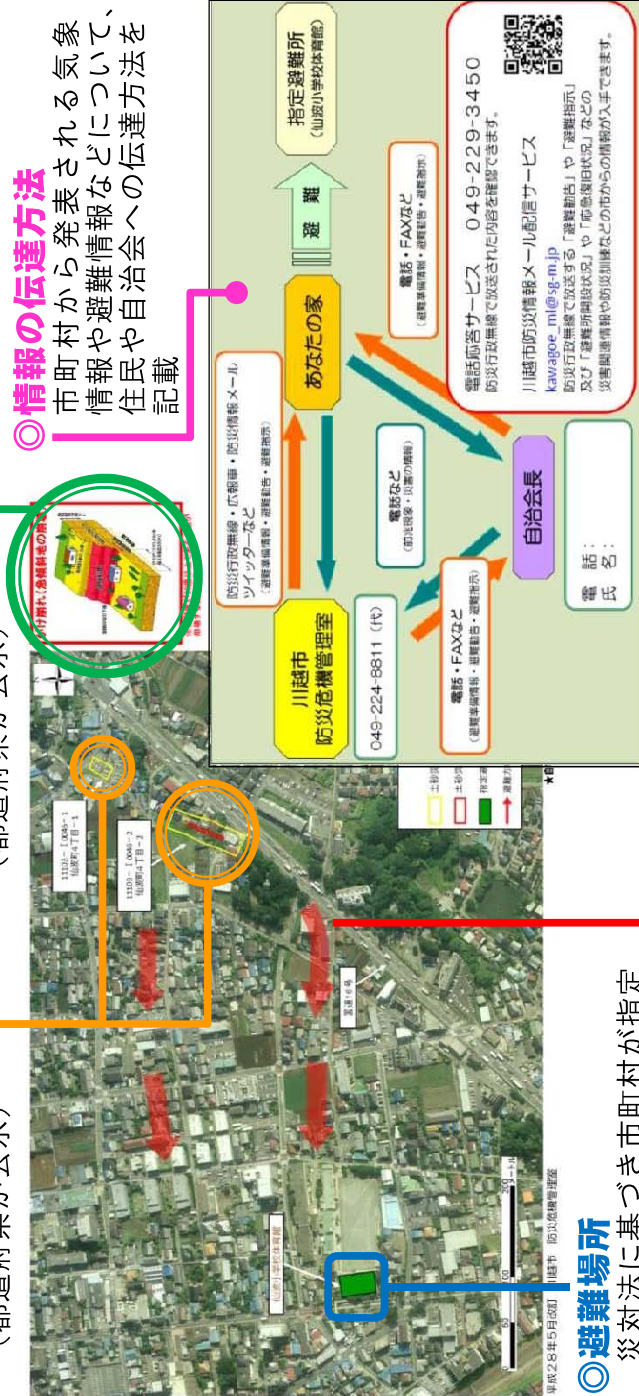
- 土砂災害ハザードマップには、以下の事項を記載することが必要（土砂災害防止法施行規則第5条）

 - ⇒ **土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊 or 土石流 or 地滑り）** を表示した図面に、
 - ・ 土砂災害に関する**情報の伝達方法**
 - ・ 避難施設その他の**避難場所**
 - ・ 避難路その他の**避難経路**
 - ⇒ さらに、作成した土砂災害ハザードマップは**ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知**（土砂災害防止法施行規則第5条、土砂災害防止法基本指針）

土砂災害ハザードマップの作成例（埼玉県川越市）



- ◎ **警戒区域・特別警戒区域**（都道府県が公示）
- ◎ **自然現象の種類（急傾斜地の崩壊）**（都道府県が公示）



- ◎ **その他警戒避難を確保する上で必要な事項**
 がけ崩れの特徴や前兆現象、雨の強さと災害の発生状況など、土砂災害から避難するために必要な情報など

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

参考資料 2



- ### 住宅・社会資本の整備
- #### 基幹事業(社会資本整備総合交付金)
- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
 - 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
 - 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

- ### 関連社会資本整備事業
- 基幹事業に関連する
- 各種「社会資本整備事業」(社会資本整備重点計画法)
 - 「公的賃貸住宅の整備」

- ### 効果促進事業
- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
 - 全体事業費の2割用途
- (社会資本整備総合交付金の例)
- ・アーケードモールの設置・撤去
 - ・観光案内情報板の整備
 - ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
 - ・計画検討(無電柱化、観光振興…)
- (防災・安全交付金の例)
- ・ハザードマップの作成・活用
 - ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
 - ・防犯灯、防犯カメラの整備 等

基幹事業(防災・安全交付金)

- 防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例) 橋梁・トンネルの補修



・事前防災・減災対策
例) 河川堤防の緊急対策



・生活空間の安全確保
例) 通学路の交通安全対策



事務連絡

平成 29 年 5 月 29 日

各都道府県 砂防主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局砂防部

砂防計画課

課長補佐 熊澤 至朗

地震・火山砂防室

企画専門官 山本 悟司



土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策について、今般、より一層推進する必要がある旨、総務省行政評価局より勧告がなされたところです。

土砂災害対策に係る警戒避難体制の整備等のソフト対策については、これまでも適切に実施されてきたところですが、今後は、特に、下記事項に留意しつつ、より適切な土砂災害対策の推進に努めて頂きますようお願いいたします。

また、貴管内の市町村においても、より適切な土砂災害対策の推進に努めて頂きますよう周知をお願いいたします。

記

1. 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施については、引き続き、各都道府県において設定した実施目標を達成するよう、基礎調査を推進するとともに、基礎調査結果の公表後、速やかに、土砂災害警戒区域等の指定を行うよう努めること。
2. 市町村は、土砂災害警戒区域の指定がされた場合、早急に土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ周知するとともに、土砂災害防止対策基本指針や土砂災害警戒避難ガイドラインを参考に、避難場所や避難経路及び要配慮者利用施設の名称など、土砂災害防止法第 8 条の規定する事項を市町村地域防災計画に定めること。また、「土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）」（平成 29 年 2 月 3 日付消防災第 12 号及び国水砂第 8 号）の通知を踏まえ、土砂災害に係る避難訓練を積極的に実施すること。

3. 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とし、的確に避難勧告等を発令できるよう、あらかじめ市町村地域防災計画に定量的で客観的な発令基準を設定すること。
4. 都道府県は、土砂災害に対して、安全な避難場所等が確保できていない地域において、避難場所を保全する砂防堰堤等の土砂災害対策施設を優先的に整備すること。
5. 要配慮者利用施設の利用者の安全を確保するため、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付27文施企第19号及び科発0820第1号及び国水砂第44号）の通知を踏まえ、関係部局の情報共有により、一層、緊密な連携を図ること。
6. 引き続き、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するため、施設管理者等に対し、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ること。

以上

[ホーム](#) > [緊急・危機管理情報/県内気象情報のご案内](#) > [ハザードマップで水害・土砂災害リスクを確認しましょう！](#)

更新日:

ハザードマップで水害・土砂災害などの災害リスクを確認しましょう！

お住まいの地域の水害・土砂災害リスクに注意！

「平成30年7月豪雨」は、西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。静岡県でも同じような豪雨が発生する可能性があります。

災害に遭わないためにも、事前の備えが必要です。まずは、水害や土砂災害のハザードマップにより、いざという時に円滑に避難できるよう、日頃から自宅や職場、学校周辺などの災害リスクや、避難場所、避難経路などを確認しましょう。

ハザードマップ掲載ページへのリンク	市町担当課連絡先
下田市(外部サイトへリンク)	下田市防災安全課(電話番号:0558-36-4145)
東伊豆町(外部サイトへリンク)	東伊豆町防災課(電話番号:0557-95-1103)
河津町(外部サイトへリンク)	河津町総務課(電話番号:0558-34-1913)
南伊豆町(外部サイトへリンク)	南伊豆町総務課(電話番号:0558-62-6211)
松崎町(外部サイトへリンク)	松崎町総務課(電話番号:0558-42-3963)
西伊豆町(洪水)(外部サイトへリンク)	西伊豆町防災課(電話番号:0558-52-1965)
西伊豆町(土砂災害)(外部サイトへリンク)	西伊豆町産業建設課(電話番号:0558-55-0212)
熱海市(外部サイトへリンク)	熱海市危機管理課(電話番号:0557-86-6443)
伊東市(洪水)(外部サイトへリンク)	伊東市危機対策課(電話番号:0557-32-1362)
伊東市(土砂災害)(外部サイトへリンク)	
沼津市(外部サイトへリンク)	沼津市河川課(電話番号:055-934-4785)
三島市(洪水)(外部サイトへリンク)	三島市土木課(電話番号:055-983-2636)
三島市(土砂災害)(外部サイトへリンク)	三島市危機管理課(電話番号:055-983-2650)
御殿場市(外部サイトへリンク)	御殿場市危機管理課(電話番号:0550-82-4370)
裾野市(外部サイトへリンク)	裾野市危機管理課(電話番号:055-995-1817)
伊豆の国市(外部サイトへリンク)	伊豆の国市危機管理課(電話番号:055-948-1482)
伊豆市(外部サイトへリンク)	伊豆市防災安全課(電話番号:0558-72-9867)
小山町(外部サイトへリンク)	小山町建設課(電話番号:0550-76-6115)
長泉町(外部サイトへリンク)	長泉町地域防災課(電話番号:055-989-5505)
清水町(外部サイトへリンク)	清水町くらし安全課(電話番号:055-981-8205)
函南町(外部サイトへリンク)	函南町総務課(電話番号:055-979-8102)
富士市(洪水)(外部サイトへリンク)	富士市河川課(電話番号:0545-55-2833)
富士市(土砂災害)(外部サイトへリンク)	富士市防災危機管理課(電話番号:0545-55-2715)
富士宮市(外部サイトへリンク)	富士宮市危機管理局(電話番号:0544-22-1319)

静岡市(外部サイトヘリンク)	静岡市危機管理課(電話番号:054-221-1012)
島田市(洪水)(外部サイトヘリンク)	島田市危機管理課(電話番号:0547-36-7143)
島田市(土砂災害)(外部サイトヘリンク)	
藤枝市(外部サイトヘリンク)	藤枝市水害対策室(電話番号:054-643-3516)
焼津市(洪水)(外部サイトヘリンク)	焼津市河川課(電話番号:054-626-1118)
焼津市(土砂災害)(外部サイトヘリンク)	
牧之原市(外部サイトヘリンク)	牧之原市防災課(電話番号:0548-23-0049)
川根本町(洪水)(外部サイトヘリンク)	川根本町総務課(電話番号:0547-56-2220)
川根本町(土砂災害)(外部サイトヘリンク)	川根本町建設課(電話番号:0547-56-2227)
吉田町(外部サイトヘリンク)	吉田町都市環境課(電話番号:0548-33-2161)
磐田市(外部サイトヘリンク)	磐田市危機管理課(電話番号:0538-37-2114)
袋井市(外部サイトヘリンク)	袋井市建設課(電話番号:0538-44-3130)
掛川市(外部サイトヘリンク)	掛川市危機管理課(電話番号:0537-21-1131)
菊川市(外部サイトヘリンク)	菊川市危機管理課(電話番号:0537-35-0923)
御前崎市(外部サイトヘリンク)	御前崎市危機管理課(電話番号:0537-85-1119)
森町(外部サイトヘリンク)	森町防災課(電話番号:0538-85-6302)
浜松市(外部サイトヘリンク)	浜松市危機管理課(電話番号:053-457-2537)
湖西市(外部サイトヘリンク)	湖西市危機管理課(電話番号:053-576-4538)

「みんなのハザードマップ」で災害リスクを確認しよう！

静岡県の魅力をお伝えする「ふじのくにおすすめ情報」や福祉施設、地震・津波による被害想定まで、幅広い情報を地図情報と重ねて見られる「静岡県GIS」を公開しています。

その中の「みんなのハザードマップ」を利用すると、お住まいの地域の災害リスク(河川災害を除く)を、項目ごと又は併せて見ることができます。

市町の作成しているハザードマップと併せて参考にしてください。

掲載情報に関するお問い合わせは、凡例に記載されている情報ごとの所管課に、ページの使い方については、県建設技術企画課(054-221-2497)にお問い合わせください。

「みんなのハザードマップ」へのリンク(外部サイトヘリンク)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

危機管理部(緊急ページ公開用)
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話番号:054-221-3594
ファックス番号:054-221-3252
メール:saitai@pref.shizuoka.lg.jp